

# インバウンドマーケティングサービス利用条件

## 第1条（適用）

インバウンドマーケティングサービス利用条件（以下「本条件」といいます）は、株式会社ぐるなび（以下「当社」といいます）が本条件に基づき提供するインバウンドマーケティングサービス（以下「本サービス」といいます、詳細は次条にて定める）に関して、本条件に同意の上で本サービスの利用にかかる申込みを行い、当社がこれを承諾した者（以下「契約者」といいます）が本サービスを利用するにあたり、当社と契約者との間で適用されます。

## 第2条（本サービス）

1. 当社は、契約者に対して、外国人に対するアンケート調査を実施し、その結果を当社所定の書式に取りまとめ提供するサービスを提供します。
2. 当社は、契約者と別途合意した日までに、アンケート調査の結果を取りまとめたレポートを契約者へ提供するものとします。

## 第3条（契約の成立）

1. 本サービスの利用を希望する者（以下「利用希望者」といいます）は、当社に対し、所定の手続に従って、本サービスの利用を申し込むものとする。当社は、かかる申込みをもって契約者が本条件に同意したものとみなします。
2. 当社は、前項の申込みについて所定の審査基準（以下「審査基準」といいます）に従って利用希望者を審査し、審査基準を満たさない場合には速やかに利用希望者にその旨を通知するものとします。
3. 本条件に基づく、当社と利用希望者との間の本サービスの利用にかかる契約（以下「本契約」といいます）は、当社が審査基準を満たした利用希望者の申込みを承諾した時点をもって成立する。また、当社は、かかる利用希望者の申込みを承諾しない場合であっても、その理由を通知する義務を負いません。

## 第4条（詳細項目の決定）

1. 当社は、本契約成立後、速やかに契約者と協議の上、アンケートの内容、対象国、アンケート実施期間等アンケートの実施にあたり必要な条件の詳細を仕様書（以下「本仕様書」といいます）を作成し、契約者へ提出します。
2. 契約者は、本仕様書の内容を確認し、本仕様書の内容の変更を希望する場合、5営業日（当社の営業日）以内（以下「通知期限」といいます）に、当社へ通知します。
3. 当社は、契約者が、通知期限内に通知を行わなかった場合、契約者が本仕様書の内容に同意したものとみなします。

## 第5条（アンケート結果の報告）

1. 当社は、第4条（詳細項目の決定）に基づき契約者と合意した仕様書の内容に従い、アンケートを実施後、アンケート結果を取りまとめ、以下に掲げる納品物（以下「納品物納品物」といいます）を契約者に納品します。
  - ① インバウンドマーケティング 500  
集計した翻訳済みローデータ(Excel)
  - ② インバウンドマーケティング 500&レポート  
・集計した翻訳済みのローデータ(Excel)  
・考察、ネイティブコメントを入れた報告書(PDF)
2. 契約者は、納品物の納入日から 10 営業日（当社の営業日）以内（以下「検査期間」といいます）に、申込書等に基づき確認を行うものとします。
3. 前項に定める確認の結果、補正が必要な場合、その理由を具体的に明示した上で直ち当社に通知し、当社は合理的な理由がある場合限り補正（簡単な補正に限る）を実施します。この場合、検査に適合するまで、前項と同条件にて検査を行うものとします。
4. 契約者が、当社に対し、検査期間内にならぬ通知も行わない場合、検査期間の経過をもって検査に合格したものとみなします。但し、合理的な理由による検査遅延の場合はこの限りではありません。
5. 本条に定める検査に合格したことをもって、納品物の確認を完了とし、納品物の引渡しが完了したものとします。

## 第6条（申込みのキャンセル等）

契約者は、下表に定める期間において、本サービスのキャンセルを希望する場合、同表に定めるキャンセル料を支払うものとします。なお、キャンセル料の支払いにかかる諸条件については、当社が別途定めるものとします。

期間	キャンセル料
本契約成立後～仕様書提出まで	利用料金の 30%
仕様書提出後～アンケート実施まで	利用料金の 50%
アンケート実施後	利用料金の 100%

## 第7条（契約期間）

本契約の契約期間（以下「本契約期間」といいます）は、本契約成立日から本サービスの提供が完了した日までとします。

## 第8条（対価）

1. 本サービスの対価（以下「本サービス料」といいます）は、申込書で定めた金額とします。
2. 契約者が当社に支払う金額は、本サービス料に対して課される消費税等の税金（以下「消費税等」といいます）の合計額とします。法改正により、消費税等の税率の変更があった場合、変更後の税率によるものとします。

## 第9条（支払条件及び支払方法）

1. 契約者は、本サービス料を、第 10 条及び申込書において定める支払期限までに、次の各号に定める支払条件（当社が指定する場合を除き、契約者が選択した条件による）及び支払方法により、当社に支払うものとします。但し、協議の上、別途合意した場合は除きます。
  - (1) 支払条件  
一括払い：本サービスの対価をまとめて 1 回で支払うもの
  - (2) 支払方法  
銀行振込：当社が指定する銀行口座への振込送金による方法
2. 当社が必要と認めた場合、当社は契約者に対して支払方法の変更を求めることができるとし、契約者は、誠意をもって協議を行うものとします。
3. 対価の支払いにかかる手数料その他費用は、契約者が負担するものとします。

## 第10条（支払期限）

当社は、本サービス完了後に請求書を発行し、契約者は、請求書発行月の翌月末日までに本サービス料を支払うものとします。但し、協議の上、別途合意した場合は除きます。

## 第11条（免責）

1. 当社が本サービスの提供義務を履行した場合において、契約者による本サービスの利用に基づき契約者に発生し得る不利益・損害もしくは得べかりし利益について、当社はこれを保証し、填補するものではありません。契約者に関連し又は本サービスに関連する第三者に発生した不利益・損害又は得べかりし利益についても同様とします。
2. 当社は、契約者に対し、納品物について何らの保証（商品性、特定の目的への適合性及び正確性に関する保証、第三者のいかなる権利（著作権等法令により定められた知的財産権に限られず、法律上保護される利益に係る権利を含む）をも侵害しないことに関する保証を含むがこれらに限らない）をするものではありません。

## 第12条（納品物の知的財産権等）

1. 納品物にかかる著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む）その他の権利（著作権等法令により定められた知的財産権に限られず、納品物にかかる法律上保護される利益にかかる権利を含み、以下「知的財産権等」といいます）は、別途合意した場合を除き、本サービスが完了した日又は本サービス料の支払いが完了した日のいずれか遅い日をもって当社から契約者に移転します。但し、当社が従前より有する知的財産権等及び別途合意のうえ定めた知的財産権等は、当社に留保されます。
2. 当社は、契約者に対し、前項の定めに基づき留保された知的財産権等について、契約者が自らの事業に使用するために必要な範囲で、契約者が使用し、又は第三者をして使用させることを許諾します。
3. 本条に定める知的財産権等にかかる移転及び許諾の対価は、別途合意した場合を除き、本サービス料に含まれるものとします。
4. 納品物の所有権は、本サービスが完了した日又は本サービス料の支払が完了した日のいずれか遅い日をもって、当社から契約者に移転するものとします。
5. 当社が契約者の責に帰すべき事由によらず、納品物の引渡し前に生じた納品物の滅失、毀損等の損害については、当社の負担とし、引渡し後に生じた損害については契約者の負担とします。

## 第13条（本サービスの中断等）

1. 当社は、地震、台風、津波その他の天災地変、戦争、内乱、暴動、テロ、疾病、社会的混乱、法令・規則の制定・改廃、公権力による命令その他政府による行為等当社の責めに帰すべき事由によらず本サービスの遂行が不能又は困難な場合、本サービスの全部又は一部を予告なく中断することができるものとします。
2. 当社が、前項の定めに基づき、本サービスの全部又は一部を中断した場合、契約者が被った損害について、当社は賠償する責任を負いません。

## 第14条（本契約の解約等）

1. 当社は、契約者が以下の各号のいずれかに該当する場合は、契約者に対する何らの通知・催告なしに、本契約を直ちに解除することができるものとします。
  - (1) 契約者が本契約に違反し、相当期間を定めて催告したにもかかわらず、なお是正されない場合
  - (2) 契約者が相当期間経過後も契約者の責めに帰すべき事由により本サービスの提供ができない場合
  - (3) 契約者が審査基準を満たしていないことが事後的に判明した場合、又は審査基準を満たさなくなったと当社が判断した場合
  - (4) 契約者が自己の営業について監督官庁による注意、勧告又は処分を受けた場合
  - (5) 契約者が自己の営業を行うために必要な許認可を有しない場合
  - (6) 契約者が住所変更の届出を怠る等契約者の責に帰すべき事由によって契約者の所在が不明となった場合
  - (7) 契約者が仮差押え、仮処分、差押え若しくは競売の申立てを受け、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始若しくは特定調停手続開始その他これに類する手続の申立てを受け、又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始若しくは特定調停手続開始その他これに類する手続の申立てを自らした場合
  - (8) 契約者が支払を停止し、又は手形交換所から警告若しくは不渡り処分を受けた場合
  - (9) 契約者が公租公課の滞納処分を受けた場合
  - (10) 前3号のほか、契約者の財産状態又は信用状態が悪化したと当社が判断した場合
  - (11) 契約者が資本減少、合併、全部若しくは重要な一部の事業の譲渡又は解散の決議をした場合
  - (12) 契約者が株主構成、役員等の変動等により会社の実質的支配関係が変化した、従前の会社との同一性がなくなったと当社が判断した場合
  - (13) 契約者による当社への過度な要求があった場合
  - (14) 本項各号のいずれかに準ずる事由があると当社が判断した場合
  - (15) その他契約者による本契約の履行が困難であると当社が判断した場合
2. 契約者は、前項各号のいずれかに該当する場合、当然に期限の利益を失い、当社に対して負担する一切の金銭債務を直ちに弁済するものとします。
3. 本条による解除権の行使は、契約者に対する損害賠償の請求を妨げるものではありません。

## 第15条（本契約終了後の取扱い）

本契約の終了事由のいかんを問わず、本契約が終了した場合であっても、当該終了時に本条件に基づく未履行の債務があるときは、当該債務については、そのすべての履行が終了するまでは、本条件が適用されるものとします。

## 第16条（秘密保持）

1. 当社及び契約者は、本契約に関連して、相手方が開示の際に秘密の旨を表示し開示した情報（以下「秘密情報」といいます）を善良な管理者の注意義務をもって管理し、第三者に開示又は漏洩してはならず、また本サービスの遂行の提供の目的以外に使用してはならないものとします。
2. 前項の定めにかかわらず、以下の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報に含まれません。
  - (1) 開示された時点ですでに公知であった情報又は既に当社又は契約者が適

- 法に保有していた情報  
(2) 開示後、当社又は契約者の責によらず、公知となった情報  
(3) 当社又は契約者が秘密保持義務を負うことなく、第三者から入手した情報  
(4) 当社又は契約者が独自に開発した情報
3. 前項の定めにかかわらず、行政機関、司法機関その他の公的機関、金融商品取引所等から、法令上・規則(金融商品取引所の定める規程・規則を含む)上の正当な権限に基づき強制力をもって秘密情報の開示を要請された場合、当社又は契約者は、強制された範囲で秘密情報を開示することができるものとします。但し、この場合、当社又は契約者は、開示前又はやむを得ない場合は開示後遅滞なく相手方に対しその旨を通知しなければならないものとします。

#### 第17条 (個人情報の取扱い)

1. 当社は、本契約に関連して取得した個人情報を個人情報保護法(個人情報保護法ガイドラインその他関連する法令等を含みます。本条において以下同じ)及び当社のホームページ上において定める「プライバシーポリシー」に基づき、適切に取り扱うものとします。
2. 契約者は、本契約に関連して取得した個人情報を個人情報保護法に従って適切に取り扱うものとします。

#### 第18条 (損害賠償)

1. 本条件で当社の損害賠償責任が免責されている場合を除き、本サービスの遂行に起因し又はこれに関連して、当社が契約者に対し負担する責任は、請求原因の如何を問わず、原因行為のための直接の結果として現実に発生した通常損害(予見可能性の有無にかかわらず特別損害、間接損害、逸失利益を含まない)の範囲に限られ、かつ、本サービスの対価に相当する金額を限度とします。但し、当社に故意又は重過失がある場合はこの限りではありません。
2. 前項に定める当社の賠償責任の定めは、債務不履行、不法行為その他法律構成の如何を問わず適用されます。
3. 契約者又は契約者の役職員その他契約者の関係者が本条件に違反する行為により当社に損害を与えた場合、契約者は、当社に対し、その損害を賠償するものとします。

#### 第19条 (反社会的勢力の排除)

1. 当社及び契約者は、相手方に対し、次の各号のいずれにも該当しないこと、また各号のいずれにも関係がないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
- (1) 暴力団  
(2) 暴力団員(暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者を含む)  
(3) 暴力団準構成員  
(4) 暴力団関係企業  
(5) 総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等  
(6) その他前各号に準ずる者(以下、前各号に該当する者を含み、総称して「反社会的勢力」といいます)
2. 当社及び契約者は、前項各号のいずれかに該当することとなった場合、又は同各号のいずれかと関係が生じた場合は、直ちに相手方に通知する。
3. 当社及び契約者は、自ら又は第三者をして次の各号に該当する行為を行わないことを確約する。
- (1) 暴力的要求行為  
(2) 法的な責任を超えた不当な要求  
(3) 取引に関して、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は業務を妨害する行為  
(4) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」において禁止されている行為  
(5) 自身が前項各号に該当する者である、又はその関係者である旨を伝えるなどする行為  
(6) その他前各号に準ずる行為
4. 当社及び契約者は、前項の該当性を判断するために必要と判断した場合は相手方に対し、必要に応じて説明又は資料の提出を求めることができ、相手方はこれに速やかに応じるものとします。
5. 当社及び契約者は、相手方より第2項の通知を受けた場合又は相手方が前項に違反した場合には、相手方に対し、何らの通知及び催告なしに本契約の全部又は一部を解除することができるものとします。この場合、当社及び契約者は、相手方に対して負担する一切の債務(本契約に基づき負担する債務を含むがこれに限られない)の期限の利益を当然に失い、これを直ちに弁済する。なお、本条による本契約の解除は、相手方に対する損害賠償の請求を妨げないものとします。

#### 第20条 (再委託)

当社は、当社の責任において、本サービスの全部又は一部を第三者に委託することができるものとします。

#### 第21条 (権利義務の承継等)

契約者は、当社の事前の書面による承諾を得た場合を除き、本契約上の地位又は本契約によって生じる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供することはできません。

#### 第22条 (契約者に対する通知・届出)

1. 当社から契約者に対する通知は、申込書より当社に届け出た電子メールアドレスへの電子メールの送信、契約者の住所への書面の送付等、当社が適当と判断した方法によるものとします。なお、当社が電子メールの送信により通知を行う場合、当該通知は、当社が電子メールを発信した時点に行われたものとします。
2. 申込書の記載事項に変更が生じる場合は、事前に(やむを得ない場合は事後遅滞なく)、当社に対し、当社所定の方法に従い、届け出るものとします。
3. 当社からの契約者に対する通知について、前項の届出義務の懈怠により延着又は不到達となり、これによって、契約者が不利益を被った場合であっても、当社は一切その責任を負いません。
4. 契約者は、本契約の対象となる事業を第三者に承継させる場合(合併、会社分割、事業譲渡を含むが、これらに限られない)、当社に対し、当社所定の方法に従い、その旨を届け出るものとします。当社は、当該届出の内容を確認の上、契約者に対して必要な資料の提出等を要請することができ、契約者はこれに対応するものとします。但し、当該届出をもって、第19条に定める義務(権利義務の承継等)を免れないものとします。

#### 第23条 (存続条項)

原因のいかんを問わず、本契約が終了した場合であっても、第6条(申込のキャンセル等)、第11条(免責)、第12条(納品物の知的財産権等)、第14条第3項(本契約の解約等)、第15条(本契約終了後の取扱い)、第16条(秘密保持)、第17条(個人情報の取扱い)、第18条(損害賠償)、第19条(権利義務の承継等)、本条及び第23条(準拠法及び裁判管轄)は有効に存続します。但し、第16条(秘密保持)については、3年間に限り存続します。

ル等)、第11条(免責)、第12条(納品物の知的財産権等)、第14条第3項(本契約の解約等)、第15条(本契約終了後の取扱い)、第16条(秘密保持)、第17条(個人情報の取扱い)、第18条(損害賠償)、第19条(権利義務の承継等)、本条及び第23条(準拠法及び裁判管轄)は有効に存続します。但し、第16条(秘密保持)については、3年間に限り存続します。

#### 第24条 (準拠法及び裁判管轄)

1. 本契約の成立、効力、履行及び解釈については日本法に準拠する。
2. 契約者及び当社は、本契約に起因し又はこれに関連する一切の争訟について、訴訟に応じて東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属管轄裁判所とすることに合意する。

制定日 2021年7月1日